

箕輪町議会基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 議会の責務と活動などの原則（第 2 条－第 4 条）
- 第 3 章 議員の責務と活動原則（第 5 条・第 6 条）
- 第 4 章 議会運営（第 7 条・第 8 条）
- 第 5 章 町民と議会との関係（第 9 条－第 11 条）
- 第 6 章 議会と町長などとの関係（第 12 条－第 15 条）
- 第 7 章 議会機能の強化（第 16 条－第 20 条）
- 第 8 章 議員定数、議員の政治倫理（第 21 条・第 22 条）
- 第 9 章 議員報酬（第 23 条）
- 第 10 章 最高規範と見直し手続（第 24 条・第 25 条）

附則

箕輪町民（以下「町民」という。）に選ばれた議員により構成される箕輪町議会（以下「議会」という。）は、町民と身近に接した町民の代表機関であり、箕輪町長その他執行機関（以下「町長など」という。）と対等する二元代表制の中で箕輪町的意思決定を行う合議制の機関です。

いま地方の時代を迎えて、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上に果たす役割はますます大きくなっています。

このため議会は、議会の責務、議員の活動原則を定め、町民や町長などとの関係を明確にして緊張関係を維持しながらその持てる権能を十分に発揮して、高い使命感を持って全力で職務に取り組み町民の負託に応えなければなりません。

議会は、豊かで明るく住みよい箕輪町の発展と町民に信頼され活力ある議会の実現に向けて、箕輪町議会基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会と議員の責務及び活動原則などを明らかにし議会が町民の負託に的確に応え、町民福祉の向上と町政の発展に寄与し、豊かで明るく住みよい箕輪町の実現を図ることを目的とします。

第 2 章 議会の責務と活動などの原則

（議会の責務）

第 2 条 議会は、町民の代表機関としての役割を深く認識し、町の重要な政策決定を行うとともに、町長などの事務執行に対し監視と評価を行います。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、町民への説明責任を果たすとともに、議会活動への町民参加を推進します。

2 議会は、町民の意見を的確に把握し、町政に反映させるために議会活動を行います。

3 議会は、議会における会議を原則公開します。

(議会改革の推進)

第4条 議会は、議会の信頼性を高めるため、常に改革に取り組みます。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、議員で構成する議会活動活性化委員会を設置します。

第3章 議員の責務と活動原則

(議員の責務)

第5条 議員は、町民の負託を受け議会を構成する一員として、町民の意見を的確に把握するとともに、議会の構成員としての役割と責任を誠実に果たします。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、日常の調査や研究活動を通じて常に自己研鑽し、町民の代表としてふさわしい活動を行います。

2 議員は、議会が言論の場であることや合議制機関であることを十分認識し、議員間での自由な討議を積極的に行います。

第4章 議会運営

(議会運営の原則)

第7条 議会は、議会が言論の場であることや合議制機関であることにかんがみ、議員間の自由な討議を積極的に推進します。

2 議会は、議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案や提言を行います。

(委員会)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営します。

2 委員会は、原則公開します。

第5章 町民と議会との関係

(町民の議会への参加及び町民との連携)

第9条 議会は、議案、請願等の審議に当たっては町民から意見を聞くなど町民が議会活動に参加する機会を設けます。

2 議会は、町民の意見を的確に把握するため、町民と議会の意見交換をする場を設けます。

3 議会は、町民が議会を身近に理解する方法として模擬議会などを開催します。

(情報公開)

第10条 議会は、町民に議会の情報を積極的に伝えます。

2 議会は、議会だよりやインターネットなどを用いて情報を発信し、町民の意見の把握に取り組みます。

(議会だよりなどの充実)

第11条 議会は、町政に係わる重要な情報を、議会独自の視点から常に町民に対し

議会だよりでお知らせします。

- 2 議会は、多くの町民が議会と町政に関心を持っていただくために多様な広報手段を活用し議会広報活動を行います。

第6章 議会と町長などとの関係

(町長などとの基本的な関係)

- 第12条 議会は、町長などと常に緊張関係を保持し、事務執行に対し監視と評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて町政の発展に取り組みます。

(町長などへの質問)

- 第13条 議員は、議場で一般質問を行う場合は、一問一答方式で行い論点や争点を明確にします。

(町長などの反問)

- 第14条 町長などは、議長又は委員長の許可を得て、本会議や委員会で議員の質問に対して質問の趣旨の確認などのため反問することができます。

(町長などによる政策形成過程の説明)

- 第15条 議会は、町長などが提案する政策、施策及び事業について、その政策の水準を高めるため、町長などに対して次に掲げる事項を明らかにするよう求めます。

- (1) 政策を必要とする根拠と提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 町民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 政策の財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

- 2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別及び事業別の説明資料を町長などに求めます。

- 3 議会は、町長などが策定する各種計画について分かりやすい説明資料を町長などに求めます。

第7章 議会機能の強化

(議会機能の強化)

- 第16条 議会は、町長などの事務執行に関する監視と評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図ります。

(議会の議決事項)

- 第17条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）第96条第2項の議会の議決事項について、次のとおり定めます。

- (1) 法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び基本計画
(研修及び調査研究)

- 第18条 議会は、毎月議員定例協議会を開催し議員の政策形成と立案能力の向上を図ります。

- 2 議員及び議会事務局職員は、議会活動に資するため、積極的に研修などに参加します。

(交流及び連携の推進)

- 第19条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するた

め、積極的に交流し連携を図ります。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議員の政策形成や立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査、法務機能の充実強化を図ります。

第8章 議員定数、議員の政治倫理

(議員定数)

第21条 議員定数は、町政の現状と課題、将来の予測と展望、行財政改革の視点などを十分に考慮して定めます。

2 議員定数に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、町民の負託に応えるため、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養います。

第9章 議員報酬

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、社会経済情勢、町の財政状況などを十分に考慮します。

2 議員報酬を改正するに当たっては、町長が審議会などの答申を経て提案する場合のほか、委員会又は議員が改正を提案するときは明確な改正理由を付けて提案します。

3 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第10章 最高規範と見直し手続

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例などを制定、改廃する場合においては、この条例との整合を図ります。

(見直し手続)

第25条 議会は、町民の意見や社会情勢の変化などにより条例の目的が達成されているかどうかを常に検証します。

2 議会は、検証の結果、見直しの必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、この条例を改正します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。